

令和7年度 介護予防理解促進事業
(介護予防広報プロモーション) 業務委託
(概算契約)
募集要項

大阪市福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課
令和7年8月

1 案件名称

令和7年度 介護予防理解促進事業（介護予防広報プロモーション）業務委託（概算契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、将来的な高齢者人口の大幅な増加や、要介護等認定率が大都市比較で最も高く、今後も要介護等認定者数の増加が見込まれる中、要介護等認定を受けていない高齢者のうち5割の方が地域の集まり等の介護予防活動等への参加意向がないこと等を踏まえ、令和7年度から3年間、介護予防の更なる推進として、強力かつ重点的なアプローチを行うこととしている。

本事業は、主に要介護認定及び要支援認定を受けていない高齢者（特に65歳以上75歳未満の単独世帯の方）に対し、介護予防に関する基本情報について、幅広く広報・周知・啓発を行い、介護予防活動への取組み意欲を最大限に高めることを目的に実施する。

(2) 業務内容

受注者は、介護予防活動への取組み意欲を最大限に高めるため、各広報媒体の企画から送り届けるまでの全てを一連の広報・周知・啓発に係る業務として捉え、次のア～エの各業務全てについて創意工夫を凝らしながら効果的な提案を行うとともに、各業務に係る総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等の必要な業務を実施する。

ア 紙媒体の製作及び印刷

イ 封筒等宛名印字

ウ 封入封緘等（梱包及び配送等の発送を含む。）

エ 広報用動画の制作

なお、上記各業務の具体的内容については、別紙1「仕様書」を参照すること。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 44,000,000 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

大阪市内及びその他関係先

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者側から提供する資料、貸与品等

前記2(2)の業務を実施するうえで必要となる資料のうち、本市が所有するものを提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、参加申請関係書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

契約当初においては概算で契約し、発注者による検査（履行確認）や本事業の各業務の件数・内訳、単価及び金額の確定を行った上で、発注者は受注者に対して委託料を支払う。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書（案）」参照

(4) 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。なお、保証人は不要とする。

(5) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、別紙2「業務委託契約書（案）」第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前記ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、

発注者は、前記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を別紙2「業務委託契約書（案）」第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

参加申請時点において、次の(1)から(7)に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、複数の法人で共同事業体を結成して申請する場合は、(8)及び(9)の要件も満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

イ 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を完納していること（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を完納していること）。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

イ ISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を受けていること。

(5) 本事業に係る各業務を全て受託した実績があること（委託元は問わない）。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 共同事業体について、次のいずれにも該当すること。

ア 共同事業体は2以上の法人で自主結成すること。

イ 共同事業体の名称を設定し、必ず代表となる法人（以下「代表法人」という。）を選定した上で、代表法人が手続きを行うこと。この場合において、他の法人は当該共同事業体の構成員として取り扱うこと。

ウ 共同事業体の構成員（代表法人を含む。以下同じ。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人については、業務遂行にあたり、発注者との調整窓口として責任を持つこと。

エ 参加申請関係書類を提出した後、原則として、共同事業体の代表法人および構成員の変更を行わないこと。

(9) 共同事業体の構成員について、次のいずれにも該当すること。

ア すべての構成員が前記(1)から(7)まですべてに該当すること。

イ 各構成員が複数の共同事業体の構成員ではないこと。

ウ 共同事業体の構成員となっている場合、単独での参加申請は行わないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年8月1日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年9月1日（月）
・ 参加資格決定通知	令和7年9月5日（金）
・ 質問受付締切	令和7年8月18日（月）
・ 質問に対する回答	令和7年8月22日（金）
・ プレゼンテーション審査	令和7年9月中旬※
・ 選定結果通知	令和7年9月下旬
・ 契約締結・事業開始	令和7年10月1日（水）
・ 事業完了	令和8年3月31日（火）

※ プレゼンテーション審査の詳細は、参加者へ個別に通知します。

6 参加申請関係書類に関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

ア 受付期間

公募開始から令和7年9月1日（月）17時00分まで

イ 提出書類及び部数

番号	書類等	部数
1	公募型プロポーザル参加申請書（様式1－1又は様式1－2）	1部
2	企画提案書及び補足資料（補足資料は必要な場合のみ）（正）	1部
3	企画提案書及び補足資料（補足資料は必要な場合のみ）（副）	1部
4	経費内訳書（様式2）	1部
5	本業務の類似事業を受託した実績がわかるもの	1部
6	番号3、4、5の書類をマスキングしたもの 【注意】商号、名称、所在地、電話番号、代表者氏名その他必要な部分をマスキングし、事業者を推定できないようにすること。	各8部
7	番号3、4、5の書類をマスキングしたPDFデータ 【注意1】商号、名称、所在地、電話番号、代表者氏名その他必要な部分をマスキングし、事業者を推定できないようにすること。 【注意2】Eメールで提出すること（件名：「介護予防理解促進事業企画提案書の提出について」）。	各1部
8	印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3ヶ月以内に発行：写し不可） 【注意】「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する場合は省略可	1部
9	使用印鑑届（様式3） 【注意】「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する場合は省略可	1部
10	税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの、写し可） 【注意】「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する場合は省略可	1部
11	最近2ヵ年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行：写し可） 【注意】「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する場合は省略可	1部
12	事業者の概要（事業者名を特定できるもの）	1部
13	事業者の概要（事業者を特定できないもの）	8部
14	登記簿謄本又は登記事項全部証明書（法人の場合。提出前3か月以内に発行さ	1部

	れたもの：写し可)、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)	
15	「一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること」、「ISO/IEC27001、JISQ27001の認証を受けていることが証明できる書類	1部
16	誓約書（様式4）	1部
17	共同事業体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（構成員、代表者、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの） 【注意】共同事業体で申請する場合のみ提出すること。	1部

※1 共同事業体で申請する場合、番号8から16までの書類については、構成員ごとに提出すること。

※2 番号1、4、9、16以外の書類は、任意の様式で提出すること。

ウ 提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（大阪市役所2階北側）

Tel：06-6208-9957 Fax：06-6202-6964

Mail：fa0266@city.osaka.lg.jp

エ 提出方法

受付期間内に持参又は配達証明のできる郵送により提出すること。なお、番号7は、Eメールで提出すること。

※ 本市に到達した日を受付日とする。

(2) 企画提案書について

ア 企画提案書は、A4版の資料を必須とし、別紙1「仕様書」に記載している業務内容に即した企画提案の内容を記載すること。

イ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

- (ア) 参加申請の動機・問題意識・課題認識
- (イ) 前記2(2)の各業務に対する実施方針・計画
- (ウ) 前記2(2)の各業務にかかる実施体制
- (エ) 前記2(2)の各業務の具体的な実施方法等
- (オ) 前記2(2)の各業務以外に実施する効果的な広報事業
- (カ) セールスポイント
- (キ) 前記2(2)アに係る成果物のサンプルの提示
- (ク) 提案見積と積算根拠
- (ケ) 前記2(2)の各業務に関するこれまでの実績

※1 (オ)は、提案及び実施することができる場合のみ記載すること。

※2 (ク)については、別紙1「仕様書」に記載している紙媒体の印刷部数や発送用封筒等の通数を基準として、見積と積算を行うこと。なお、当該基準にかかわらず、

契約上限額の範囲内において、より効果的な部数及び通数を提案できる場合は、別紙1「仕様書」に記載している部数及び通数を超えて提案すること。

(3) 質問の受付

- ア 受付期間 公募開始から令和7年8月18日（月）17時00分まで
- イ 提出方法 別紙3「質問票」に記載し、大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課までFAX又はEメールにより提出すること
- ・ FAX番号：06-6202-6964
 - ・ Eメール：fa0266@city.osaka.lg.jp
- ウ 回答 令和7年8月22日（金）に本市ホームページに掲載する。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定に係る審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・ 業務遂行にあたっての積極性、意欲、姿勢 【10点】
- ・ 業務目的、業務内容、設定課題の理解度 【10点】
- ・ 業務遂行にあたっての計画性、実施手順の妥当性 【20点】
- ・ 業務の実施体制（人員、個人情報保護、セキュリティ対策） 【10点】
- ・ 設定課題に対する解決手法（実現性、芸術性、創造性、有効性） 【30点】
- ・ 費用積算根拠の妥当性 【10点】
- ・ 業務実績 【10点】

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、介護予防理解促進事業（介護予防広報プロモーション）業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて事業者を選定する。
- イ 選定委員は、前記7(1)の選定基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う。なお、プレゼンテーションの開催日時や場所等の詳細は、参加申請のあった事業者へ個別に通知する。
- ウ 企画提案書及びプレゼンテーションの審査について、選定委員の持ち点は、1名あたり100点満点とする。
- エ 選定委員による審査の結果、各委員の評価点の合計点数が最も高い事業者を選定する。
- オ 各委員の評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合、「設定課題に対する解決手法（的確性、実現性、芸術性、創造性）」の合計得点が最も高い事業者を選定する。
- カ 各委員の評価点の基準点数をそれぞれ50点とし、この点数に満たない評価点をつけた委員が1名以上いる場合、当該事業者は採用しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加申請者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。